Q＆A 集　　2025.01.24

認定 NPO 法人フードバンク TAMA
NPO 法人報徳食品支援センター

Ⅰ．対象・資格に関する Q&A

Q1. 法人格がなくても申請できますか。
A. はい。NPO 法人、任意団体、個人を含め、申請可能です。

Q2. 活動を始めて 1 年未満ですが申請できますか。
A. 原則として 1 年以上の活動実績が必要です。該当しない場合は、必ず事前にご相談ください。

Q3. ひとり親家庭だけを対象にしていないと申請できませんか。
A. いいえ。本事業の対象は「困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯のこども等」です。ひとり親家庭に限定する必要はありません。

Q4. 要支援世帯かどうかを、どこまで厳密に判断する必要がありますか。
A. 制度的な認定や証明書類は求めません。日常の活動を通じて把握している範囲で構いません。

Q5. こどもだけでなく、保護者への支援が含まれていてもよいですか。
A. こどもへの支援を主目的とし、その過程で保護者への配慮が含まれることは問題ありません。

Ⅱ．対象となる活動内容に関する Q&A

Q6. こども食堂を不定期で開催していますが対象になりますか。
A. 活動実態があり、要支援世帯のこども等に届いていることが説明できれば対象となる可能性があります。

Q7. 宅食とフードパントリーを併用していますが申請できますか。
A. はい。複数の取組を組み合わせた事業計画も可能です。

Q8. イベント的な単発実施でも申請できますか。
A. 単発のみの事業は対象になりにくい場合があります。継続性や見守りにつながる工夫があるかが重要です。

Q9. 食事提供は行わず、食品配布のみですが対象になりますか。
A. はい。食品配布も対象です。ただし、配布を通じた関係づくりの視点が求められます。

Ⅲ．助成対象経費に関する Q&A

Q10. 食材費はすべて助成対象になりますか。
A. こども食堂・宅食・パントリーで提供する食材は対象となります。

Q11. 容器や消毒用品などの消耗品は対象になりますか。
A. はい。事業実施に直接必要なものは対象となります。

Q12. 代表者の人件費は計上できますか。

A. 恒常的な運営人件費は対象外です。一時的な事業対応である場合は、内容を整理した上で相談してください。

Q13. ガソリン代は対象になりますか。

A. 事業に直接関わる配送等であれば対象となり、費目は配送経費に含めます。
スタッフ用の交通費は、旅費とします。
駐車場は、賃借料となります。

Q14. 事務所の家賃や光熱費は対象になりますか。

A. 通常運営費に該当するため、対象外です。

Q14A. 備品購入は対象になりますか。

A. 基本的に、備品購入は対象外です。
やむを得ない事由がある場合は、理由書を添付してください。

Ⅳ. 他の助成金との関係

Q15. 他の助成金と併用できますか。

A. 同一内容・同一経費の重複はできません。費目を分けていれば可能な場合もあります。

Q16. すでに別の助成を受けている事業ですが申請できますか。

A. 経費を明確に区分できる場合に限り、申請可能です。必ず事前にご相談ください。

Ⅴ. 助成金額・規模に関する Q&A

Q17. 必ず上限の 50 万円まで申請しないといけませんか。

A. いいえ。無理のない規模での申請を推奨しています。

Q18. 支援人数はどのように考えればよいですか。

A. 実際に支援可能な人数・回数を基に、現実的に算出してください。

Q19. 途中で想定より支援回数が減った場合はどうなりますか。

A. 実績に基づいて精算します。未使用分は返還となります。

Ⅵ. 申請・審査に関する Q&A

Q20. 申請前に相談はできますか。

A. はい。必要に応じて事前相談を行ってください。

Q21. 申請書はすべて自分たちで完成させる必要がありますか。

A. いいえ。中間支援団体と一緒に整理しながら作成も可能です。

Q22. 不採択の場合、理由は教えてもらえますか。

A. 基本的に、お応えできません。

Ⅶ. 事業実施・変更に関する Q&A

Q23. 事業内容を途中で変更できますか。

A. 軽微な変更を除き、事前承認が必要です。必ず相談してください。

Q24. やむを得ず事業を中止する場合はどうなりますか。

A. 速やかに中間支援団体へ連絡し、指示を受けてください。

Ⅷ. 報告・精算に関する Q&A

Q25. 報告書は難しいものですか。

A. 過度に専門的な内容は求めません。実施内容と経費が分かれば十分です。

Q26. レシートはすべて保管が必要ですか。

A. はい。精算のため必ず保管してください。また、報告書に添付が必要です。

Q27. 報告が遅れた場合はどうなりますか。

A. 速やかに相談してください。無断遅延は助成取消の対象となる場合があります。

Ⅸ. 中間支援団体との関係

Q28. 中間支援団体はどこまで関わりますか。

A. 申請前の相談から、事業実施・報告まで伴走します。

Q29. すべての判断を中間支援団体に委ねる必要がありますか。

A. いいえ。主体は実行団体です。判断に迷う点を一緒に整理します。

Ⅹ. 最後に

Q30. 迷った場合、どうすればよいですか。

A. 迷った時点で相談してください。それが最も正しい対応です。

この Q&A の位置づけ

- 「抜け・漏れ」を防ぐための想定集
- すべてを暗記する必要はありません
- **相談の入口として使ってください**